平成２５年（フ）第７８号
神奈川県綾瀬市寺尾釜田２丁目15―９
破産者　小山　　実
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９号
神奈川県綾瀬市寺尾釜田２丁目15―９
破産者　小山　悠子（旧姓鳥越）
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４７号
東京都練馬区東大泉２丁目７―26―201
破産者　木村　　悟
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６５号
東京都大田区仲池上２丁目21―３―602
破産者　種池　義文
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２００号
千葉県館山市北条2010―２―102、開始決定時の住所東京都世田谷区赤堤４丁目21―２―102
破産者　宮澤　一平
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０８号
神奈川県川崎市中原区下小田中１丁目５―９第２井村ビル３―Ｄ
破産者　大子田進一
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９号
青森県弘前市大字笹森町38番地
破産者　東照宮
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第４３号
埼玉県さいたま市桜区西堀７丁目２番14号
破産者　有限会社フレッシュマートミヤマ
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３６０号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷４丁目５番15号
破産者　飛鳥興業有限会社
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８１２号
千葉県我孫子市中峠台37番地10
破産者　匠栄建設株式会社
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８１３号
千葉県我孫子市中峠1819番地
破産者　今井　　隆
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５３７７号
茨城県つくば市二の宮２丁目15番地11
破産者　有限会社スマイル企画
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３７８号
茨城県牛久市南２―18―５　コーポヒロキＡ棟102号、住民票上の住所茨城県土浦市神立町667―45―102
破産者　石田　達明
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００６号
横浜市中区羽衣町２丁目４番の４横浜ＲＫビル３階
破産者　セントハウス株式会社
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８６号
神奈川県横須賀市夏島町16番６
破産者　関東クリーンアシスト株式会社
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第６５７号
神奈川県秦野市新町９番19号
破産者　株式会社フィール・コンサルティング
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２３７９号
名古屋市西区名駅２丁目４番３号
破産者　有限会社ランドテック
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６１号
滋賀県彦根市下岡部町378番地
破産者　株式会社中川工務店
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第８５５８号
大阪市北区南森町１丁目３番27号
破産者　株式会社ＯＳ環境
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９１６号
大阪市生野区巽南３丁目９番５号
破産者　株式会社大橋レンズ製作所
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４２６号
大阪市中央区大手通２丁目３番15号
破産者　エルマン株式会社
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部